

浜松市病院の開設等に係る指導要綱

平成15年 3月31日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、病院の開設許可若しくは病床数の増加(以下「増床」という。)に係る変更許可又は地域医療支援病院の名称承認にあたり、病院が地域において適切な組織運営のもとに適正な診療を行うことができるよう指導することにより、市民の適正な医療を確保することを目的とする。

(対象病院)

第2条 この要綱は、国以外の者が病院を開設若しくは増床しようとする場合又は病院の開設者が地域医療支援病院の名称承認の申請をしようとする場合に適用する。ただし、次の各号に定める場合は、この限りではない。

- (1) 構造設備の変更を伴わないで、現開設者が理事に含まれる医療法人へ移行する場合
- (2) 開設の場所の変更を伴わないで病院を増築又は改築するため一時的に医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第7条第2項の規定による許可(病床数の減少に係るものに限る。)を受け、又は医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条第1項の規定による届出(病床数の減少に係るものに限る。)を行った者が、減少した病床数の範囲内で増床しようとする場合
- (3) その他保健所長が認めた場合

(事前協議)

第3条 病院を開設又は増床しようとする者(以下「開設者等」という。)は、法第7条第1項又は第2項の規定による許可(以下「開設等許可」という。)の申請前に当該病院の事業計画、資金計画及び経営計画(以下「運営計画」という。)について、あらかじめ保健所長に協議(以下「事前協議」という。)しなければならない。

- 2 前項の規定による申出書の様式は、事前協議申出書(第1号様式)とする。
- 3 地域医療支援病院の名称承認の申請をしようとする者(以下「承認申請者」という。)は、法第4条第1項の規定による申請前に当該病院の名称承認要件該当状況について、あらかじめ保健所長に事前協議しなければならない。
- 4 前項の規定による申出書の様式は、事前協議申出書(第2号様式)とする。
- 5 第1項又は第3項の事前協議申出書を受理したときは、西部保健医療圏(静岡県保健医療計画に定める西部保健医療圏をいう。以下同じ。)内の一般病床等(法第7条第2項に規定する一般病床又は療養病床をいう。以下同じ。)を含む開設(現に患者を入院させている病院の開設者の変更、西部保健医療圏内における移転(当該病院における移転後の病床数が移転前の病床数を上回るものを除く。)及び病床種別変更(病床総数が増加しないものに限る。))によるものを除く。)、若しくは増床又は地域医療支援病院の名称承認に係るものであるときは、西部保健医療圏内の市、国立病院、公立病院、公的病院等の

長、医師会、歯科医師会及び薬剤師会の会長その他、保健所長が必要と認める者の意見を聴くものとする。

6 前項の規定にかかわらず、保健所長が特に必要と認めるときは、前項と同じく意見を聴くものとする。

7 事前協議は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認の申請書を提出する前に行わなければならない。ただし、保健所長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

（指導事項）

第3条の2 保健所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による事前協議に係る病院の開設又は増床の内容の変更又は中止の指導を行うことができる。

(1) 西部保健医療圏内の一般病床等の数が静岡県保健医療計画に定める西部保健医療圏の一般病床等に係る基準病床数に既に達している場合

(2) 当該事前協議に係る病院の開設又は増床により、西部保健医療圏内の一般病床等の数が静岡県保健医療計画に定める西部保健医療圏の一般病床等に係る基準病床数を超える場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、静岡県保健医療計画の達成のために特に必要であると認める場合

2 保健所長は、前項に基づく指導を行うときは、その旨を開設者等に通知するものとする。

（事前協議の終了通知等）

第3条の3 保健所長は、事前協議が終了したときは、その旨を開設者等又は承認申請者に通知するものとする。

2 保健所長は、開設者等が前項の規定による通知を受けた日から第3条第2項の事前協議申出書に記載した許可申請予定日までに正当な理由なく事前協議に係る開設等許可の申請の手続をしなかったときは、前項の通知を取り消すことができる。

（運営計画の変更）

第4条 事前協議をした後、開設者等が当該運営計画を変更しようとするときは、事前協議変更申出書（第3号様式）を保健所長に提出しなければならない。

2 第3条第5項から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

（報告）

第5条 保健所長は、事前協議をした後必要があると認めるときは、開設者等に対し当該運営計画の進ちょく状況について報告を求めることができる。

2 前項の報告は、経過報告書（第4号様式）により行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

第 1 号 様 式 (第 3 条 関 係)

年 月 日

(あ て 先) 浜 松 市 保 健 所 長

住 所 (所 在 地)

申 出 者

氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)

印

事 前 協 議 申 出 書

病 院 の 開 設 ・ 増 床 を し た い の で 、 浜 松 市 病 院 の 開 設 等 に 係 る 指 導 要 綱 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 申 し 出 ます 。

記

病 院 の 名 称			
開 設 の 場 所			
事 前 協 議 の 概 要			
運 営 計 画 等		別 紙 の と お り	
連 絡 先	申 出 者	担 当 者 (役 職 及 び 氏 名)	
		電 話 番 号	
	設 計 者	住 所 (所 在 地)	
		氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)	
		担 当 者 氏 名	
		電 話 番 号	

- (添 付 書 類)
- 1 医 療 法 人 の 場 合 は 、 法 人 の 財 産 目 録 (直 近 の 決 算 期 及 び 開 設 等 予 定 日 の 見 込 み の も の)
 - 2 構 造 設 備 一 覧 表 及 び 建 物 平 面 図
 - 3 従 業 者 名 簿 又 は 採 用 計 画

別紙

運営計画等

1 事業計画

開設（増床）趣旨						
診療方針						
管理者	（生年月日） （最終学歴・前職）					
病院の規模等	建物の構造					
	建物の面積		建築面積	m ²		
			延面積	m ²		
	病床数		床（うち増床 床）			
病床種別 （ ）内は変更前病床数	一般	療養	精神	結核	感染症	計
	床 (床)	床 (床)	床 (床)	床 (床)	床 (床)	床 (床)
診療科目						
開設（増床）許可申請予定年月日	年 月 日					
建物の建設計画（改修にあっては、改修計画）	着工年月日		年 月 日			
	しゅん工年月日		年 月 日			
開設（増床）予定年月日	年 月 日					

2 資金計画

(1) 事業費及び財源

（単位：千円）

建築費	土地購入費	医療機器購入費	運転資金			計

(単位：千円)

自己資金	借入金	寄附金				計

(注) 建築費、土地購入費及び医療機器購入費については、契約書、見積書等算出根拠となる書類を添付すること。

(2) 借入金

借入先	借入金	借入者	利率	返済期日・ 据置期間	借入年月日	用途
	千円		%			

(注) 1 増床に係る場合は、増床分だけでなく、当該病院に係るすべての借入金について記載すること。

2 すべての借入金について、(5)の借入償還表を作成すること。

(3) 自己資金

金融機関	預入名義人	金額	用途	備考
		千円		

(4) 土地・建物所有状況

区分	所有者	面積	賃貸借関係			
			賃貸人	賃借人	期間	賃借料(年額)
		m ²				千円

- (注) 1 土地は一筆ごとに記入し、登記簿謄本を添付すること。
 2 面積欄は、登記面積を記載すること。
 3 土地又は建物が賃借の場合は、賃貸借契約書の写し又は賃貸人の承諾書の写しを添付すること。

(5) 借入金償還表

(単位：千円)

借入先 年数									合計	
	元金	利息	元金	利息	元金	利息	元金	利息	合計	元金
1年目										
2年目										
3年目										
計										

- (注) 償還終了まで年ごとに記載すること。

(6) リース償還表

(単位:千円)

年数 \ 貸主				合計
1年目				
2年目				
3年目				
計				

(注) 償還終了まで年ごとに記載すること。

3 経営計画

(1) 損益計算書

(単位:千円)

区分	1年目	2年目	3年目	備考
(期間損益の部)				
1 医業収益				
(1) 保険診療収入				
ア 入院収入				
イ 外来収入				
(2) 自由診療収入				
(3) 室料差額収入				
(4) その他の収入				
医業収益(計)				
2 医業費用				

(1) 給与費				
(2) 材料費				
(3) 経費				
(4) 減価償却費				
医業費用(計)				
3 医業外収入				
(1) 受取利息収入				
(2) 雑収入				
4 医業外費用				
(1) 支払利息				
(2) 貸倒引当金繰入				
経常利益				
(期間外損益の部)				
1 期間外収益				
(1) 固定資産売却益				
2 期間外費用				
(1) 固定資産売却損				
税引前当期剰余金				
法人税等				
当期剰余金				

(注) 1 医業収入のうち、自由診療収入及びその他の収入については、内訳を別紙で作成すること。

2 この損益計算書において3年目以降期末欠損金が生じる場合には、期末欠損金が解消するまで損益計算書を作成すること。

(2) 医業収益

ア 入院収入

区分		1年目	2年目	3年目	備考
患者平均	1日当たり(人)				
	年間(人)				
1人1日平均単価(円)					
収入	1日当たり(千円)				
	年間(千円)				

イ 診療科目別入院収入明細

区分	1年目		2年目		3年目	
	年間延患者数	1日1人当たり平均単価	年間延患者数	1日1人当たり平均単価	年間延患者数	1日1人当たり平均単価
	人	円	人	円	人	円

ウ 外来収入

区分	1年目	2年目	3年目	備考
1日当たり平均患者数(人)				年間稼働日数 日
1日1人当たり平均単価(円)				
年間収入(千円)				

エ 診療科目別外来収入明細

区分	1年目		2年目		3年目	
	年間延患者数	1日1人当たり平均単価	年間延患者数	1日1人当たり平均単価	年間延患者数	1日1人当たり平均単価
	人	円	人	円	人	円

オ 室料差額収入

区分	1年目	2年目	3年目	備考
ベッド数(床)				
1日平均単価(円)				
年間収入(千円)				

(3) 職種別医療従事者数

(単位:人)

区分	1年目	2年目	3年目	備考
常勤医師				
非常勤医師				
常勤歯科医師				
非常勤歯科医師				
看護師				
助産師				

准看護師					
医療技術者	薬剤師				
	臨床検査技師				
	診療放射線技師				
	栄養士				
	理学療法士				
	作業療法士				
	臨床工学技士				
	歯科衛生士				
	その他				
事務員					
その他	看護補助者				
	その他				
計					

(4) 医業費用

ア 常勤医師（歯科医師）給与

区分	1年目	2年目	3年目	備考
人数（人）				
1人あたり平均月額（円）				
年額（千円）				

イ 非常勤医師（歯科医師）給与

区分	1年目	2年目	3年目	備考
人数（人）				
1人当たり平均月額（円）				
年額（千円）				

ウ 看護師（助産師・准看護師）給与

区分	1年目	2年目	3年目	備考
人数（人）				
1人当たり平均月額（円）				
年額（千円）				

エ 医療技術者給与

区分	1年目	2年目	3年目	備考
人数（人）				
1人当たり平均月額（円）				
年額（千円）				

（注） 該当する職種を備考欄に記載すること。

オ 事務員給与

区分	1年目	2年目	3年目	備考
人数（人）				
1人当たり平均月額（円）				
年額（千円）				

カ その他給与

区分	1年目	2年目	3年目	備考
人数(人)				
1人当たり平均月額(円)				
年額(千円)				

(注) 該当する職種を備考欄に記載すること。

キ 法定福利費等

区分	1年目	2年目	3年目	備考
医療従業者数(人)				福利厚生費
1人当たり平均月額(円)				%
年額(千円)				退職給与金
				%

ク 材料費

(ア) 薬品費

(単位：千円)

区分	金額	算出の基礎
1年目		
2年目		
3年目		

(イ) 診療材料費

(単位：千円)

区分	金額	算出の基礎
1年目		
2年目		
3年目		

(ウ) 給食材料費

(単位：千円)

区分	金額	算出の基礎
1年目		
2年目		
3年目		

(エ) その他材料費

(単位：千円)

区分	金額	算出の基礎
1年目		
2年目		
3年目		

ケ 経費

(単位:千円)

区分	金額	算出の基礎
1年目		
2年目		
3年目		

(注) 内訳を別紙で作成すること。

コ 減価償却費

固定資産の種別	取得額	耐用年数	減価償却の方法	減価償却額		
				1年目	2年目	3年目
	千円	年		千円	千円	千円

(注) 3年分の償却試算表を添付すること。

運営計画の作成要領

- 1 この要綱に定める運営計画は、事前協議申出書に添付すること。
- 2 病院を開設又は増床しようとする者が医療法人の場合は、法人の財産目録(直近の決算期のもの及び開設又は増床予定日の見込みのもの)を作成すること。
- 3 この要綱に定める運営計画のほかに建物の構造概要及び平面図並びに医療従事者名簿(未定の場合は職員採用計画)を添付すること。

第 2 号 様 式 (第 3 条 関 係)

年 月 日

(あ て 先) 浜 松 市 保 健 所 長

住 所 (所 在 地)

申 出 者

氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 氏 名)

印

事 前 協 議 申 出 書

地 域 医 療 支 援 病 院 の 名 称 承 認 を 申 請 し た い の で 、 浜 松 市 病 院 の 開 設 等 に 係 る 指 導 要 綱 第 3 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 申 し 出 ます 。

1 病 院 の 概 要 (年 月 日 現 在)

病 院 名			
所 在 地			
管 理 者 氏 名		開 設 年 月 日	
開 設 者		電 話 番 号	
許 可 病 床 数			
1 日 平 均 患 者 数			
診 療 科 名			
医 療 従 事 者 数 (常 勤)			
主 な 設 備			
参 考 事 項			

2 承認要件に対する適合状況

承認要件	申請者の状況	適合状況
<p>1 開設者要件 国、都道府県、市町村、公的医療機関の開設者、 医療法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人 等</p>		
<p>2 紹介患者に対する医療の提供 次のいずれかの要件 ・ 紹介率が80%以上 ・ 紹介率65%以上、かつ、逆紹介率30%以上 ・ 紹介率50%以上、かつ、逆紹介率70%以上</p>		
<p>3 救急医療の提供 ・ 重症救急患者のための優先病床又は専用病床 ・ 24時間体制で重症救急患者の受け入れに対応できる 体制 ・ 診療施設（診察室、処置室、検査等） ・ 救急搬送患者数 $\frac{\text{救急搬送患者数}}{\text{救急医療圏人口}} \times 1,000 \geq 2$ 又は 救急搬送患者の受入数 1,000</p>		
<p>4 共同利用の実施 ・ 当該病院の建物、設備、機器等の共同利用の規定 ・ 利用医師等登録制度 ・ 連絡調整担当者 ・ 共同利用のための病床の確保</p>		
<p>5 地域の医療従事者に対する研修の実施 ・ 図書の整備 ・ 症例検討会、講習会等の研修の実施 ・ 研修プログラムの作成 ・ 教育責任者、研修委員会の設置 ・ 研修に必要な施設の整備 ・ 年間12回以上の研修の実施</p>		
<p>6 病床規模 ・ 原則200床以上</p>		

<p>7 地域医療支援病院の法定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中治療室 ・化学、細菌、病理の検査施設 ・病理解剖室 ・研究室 ・講義室 ・図書室 ・救急用又は患者輸送用自動車 ・医薬品情報管理室 		
<p>8 諸記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療に関する諸記録 ・病院の管理及び運営に関する諸記録 		
<p>9 地域医療支援病院内に設置される委員会</p>		

担当者： _____

連絡先： _____

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

申出者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

事前協議変更申出書

運営計画等の変更をしたいので、浜松市病院の開設等に係る指導要綱第4条の規定により次のとおり申し出ます。

記

事前協議申出書 提出年月日	年 月 日
病院の名称	
開設の場所	
変更内容	
変更理由	

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

報告者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

経過報告書

浜松市病院の開設等に係る指導要綱第5条第1項の規定により、運営計画の進ちょく状況について報告します。

記

事前協議申出書 提出年月日	年 月 日
病院の名称	
開設の場所	
経過	